

(目的)

第一条 この規程は、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「弁護士等」という。）がその職務上取り扱う情報の情報セキュリティを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「情報セキュリティ」とは、次に掲げる特性が維持された状態をいう。

- 一 機密性 情報に関して、アクセスを認められた者だけがアクセスできる特性をいう。
- 二 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない特性をいう。
- 三 可用性 情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断されることなく、情報にアクセスできる特性をいう。

2 この規程において「取扱情報」とは、弁護士等がその職務上取り扱う情報（紙、電磁的記録等その保管媒体を問わない。）をいう。ただし、前項各号に掲げる特性をいずれも維持する必要がないことが明らかな情報を除く。

(基本的な取扱方法の策定)

第三条 弁護士等は、その職務を行うに当たり、取扱情報の種類、性質等に応じた情報セキュリティに対する危険を把握するよう努めなければならない。

2 弁護士等は、前項の規定により把握した危険を踏まえ、所属する法律事務所等の規模及び業務の種類、態様等に応じて、取扱情報の情報セキュリティを確保するための基本的な取扱方法を定めなければならない。

3 弁護士等は、前項の規定により基本的な取扱方法を定めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- 一 次条に規定する安全管理措置の具体的内容
- 二 第五条に規定する情報のライフサイクル管理の方法
- 三 第六条に規定する点検及び改善の方法
- 四 第七条に規定する漏えい等事故が発生した場合の対応の方法

(安全管理措置)

第四条 弁護士等は、自らの業務に係る取扱情報に関する情報セキュリティの責任者として、この規程に基づき、取扱情報の種類、性質等に応じた必要な管理体制を整備し、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講ずるものとする。

2 弁護士等は、事務職員、司法修習生その他の自らの職務に関与させる者（以下「事務職員等」という。）に対して、情報セキュリティを確保するための必要な対策を講じさせなければならない。

3 弁護士等は、自ら又は事務職員等の情報セキュリティに対する知識を涵養し、高度情報化社会に伴う取扱情報の電子化に対応するため、研鑽及び教育に努めなければならない。

(情報のライフサイクル管理)

第五条 弁護士等は、取扱情報の作成、取得、保管、利用、提供、運搬、送信及び廃棄の各段階で、情報セキュリティが確保されるよう取扱情報を取り扱わなければならない。

(点検及び改善)

第六条 弁護士等は、取扱情報の情報セキュリティを持続的に確保するため、法改正、技術的進歩その他社会環境の変化及び自らの職務遂行体制の変化に応じて、基本的な取扱方法に定める安全管理措置及び情報のライフサイクル管理の方法が適切に機能しているかを点検し、必要に応じてこれらに改善を加えるよう努めなければならない。

(漏えい等事故が発生した場合の対応)

第七条 弁護士等は、取扱情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生した場合には、その影響範囲の把握に努め、必要に応じ、被害の拡大防止、原因調査、再発防止策の検討その他の措置を講じなければならない。

附則

この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。  
(令和六年一月一九日理事会決議で令和六年六月一日から施行)